



子どもの支援を考える
研修テキストシリーズ

07

児童発達支援・放課後等デイサービス

非常災害・消防・避難

一人ひとりに届く避難の備え

研修・訓練テキスト



はじめに

一人ひとりに届く避難の備え

いつもの出口が、今日は使えない。そんなとき、子どもと一緒に別の道を選べるでしょうか。避難訓練には、手順を覚えることに加えて、予定が変わったときに判断する練習が必要です。本書では架空の現場場面を通して、火災の発見から通報、誘導、氏名確認、家族への引渡しまでをたどります。消火器の位置も、出口の幅も、子どもへのひと言も、同じ避難を支える準備です。読み進めながら、自分の持ち場からの道筋を思い描いてください。

本書で身につけること

- ✓ 災害ごとの危険を説明し、予定の経路や集合先が使えないときに確認する事項を挙げられる。
- ✓ 児童の見守りを保ちながら、通報・誘導・安全な範囲の初期消火を分担できる。
- ✓ 子どもの移動、理解、感覚特性に合う支援を用意し、訓練の負担に応じて方法を変えられる。
- ✓ 適用される訓練の種類と頻度を確認し、実施結果を記録して避難計画の改善につなげられる。

学び方

まず本文を読み、日々の支援と重なる場面を探してください。ケースでは解説を先に読まず、「何を確かめ、どう動くか」を自分の言葉にします。話し合いと訓練の後は、現場で変えることを一つ決め、実行した結果まで確かめます。

事例は学習用の架空例です。制度上必要な措置と本書の運用例を区別し、事業所の指針・計画と合わせて使用してください。7分野は実務上の整理であり、法律上「7種類の法定研修」と定義されているものではありません。

CONTENTS

目次

第1章	いつもの出口が使えなかったら	5
第2章	「早く逃げて」が届かないとき	5
第3章	計画と訓練の義務を適用条件から読む	6
第4章	火元に全員が集まらないために	7
第5章	食事もトイレも、途中で始まる避難	8
第6章	その避難先は、今日の災害にも安全か	9
第7章	慣れた手順が、危険を招くとき	10
第8章	予定を変える判断を持つ	11
第9章	発見から、避難先での氏名確認まで	12
第10章	緊張していても伝わる通報	13
第11章	安全な再会までが、引渡し	14
第12章	写真の外側にある訓練を記録する	15
第13章	事業所の扉の外にも、計画をつなぐ	16
第14章	「前より速い」を、もう一度確かめる	17
第15章	ケーススタディ 予定どおりに動けないとき	18
第16章	個人ワーク 自分の持ち場から避難をたどる	22
第17章	グループワークと机上 実動訓練	23
第18章	理解度確認テスト	26
第19章	テストとケースの解説	28
第20章	自分の行動を研修前後で比べる	32
第21章	避難の条件を点検するチェックリスト	33
第22章	A4一枚クイックリファレンス	34
第23章	次の勤務で、出口まで歩いてみる	35
	法令と参考資料	36
	研修と補講の記録	38
	改善の記録	39
	事業所の確認欄・改訂履歴	40

BEFORE LEARNING

いまの自分の判断を確かめる

前のページの到達目標を読み、各項目について「説明できる」「迷う」「まだ経験がない」を選びます。できない点を探して終えるのではなく、今日練習する行動を一つ選んでください。

到達目標	研修前の状態	確かめたい場面
目標 1	説明できる・迷う まだ経験がない	
目標 2	説明できる・迷う まだ経験がない	
目標 3	説明できる・迷う まだ経験がない	
目標 4	説明できる・迷う まだ経験がない	

最近、判断に迷った場面

研修後にできるようになりたいこと

この記入は人事評価のためではありません。経験や職種による違いを持ち寄り、同じ場面をどう捉えるかを比べるために使います。

01

いつもの出口が使えなかったら

場面から考える

架空の訓練場面を思い浮かべてください。合図が鳴り、職員も子どもも慣れた玄関へ向かいます。そこで進行役が「玄関側に煙があります」と伝えました。先頭の職員が立ち止まります。北側の出口は知っています。でも、誰が後ろの班へ変更を知らせるのでしょうか。トイレ介助中の職員は、その知らせを聞けるでしょうか。

避難は、日常の支援の途中から始まります。食事、排泄、午睡、個別療育、送迎は、警報と同時にきれいには終わりません。何を中断し、どの支援を続けながら移るか。職員が多い時間にも、少ない時間にも、その場の人で動けるようにするのが訓練です。

条件を一つ変えてみる

同じ出口を使う練習で、移動に慣れることはできます。そこに条件を一つ加えてみます。「主出口が使えない」「担当者が不在」「送迎車が帰る途中」。正解の道順を覚えるだけでは見えなかった、連絡と分担の課題が表れます。訓練中に迷った場所こそ、計画に書き足す必要がある場所です。

この本で確かめるのは、整列の速さだけではありません。危険な経路を避け、必要な介助を続け、氏名で所在を確認して次の支援へつなげられたかを見ます。避難後の長時間待機や休業・再開はBOOK05で扱います。まずは危険に気づいた瞬間から、安全な場所で一人ひとり確かめるまでをたどりましょう。

02

「早く逃げて」が届かないとき

職員が「早く、こっち！」と声をかけても、子どもが動かない。声を大きくする前に、その言葉から何が分かるかを考えてみます。行先も、次の動作も、子どもには見えていないかもしれません。「先生と、この扉から外へ行くよ」。一つの行動に絞り、写真や実物、身振りを添えます。普段は分かる子ども、大きな音と慌ただしさの中では情報を受け取りにくくなります。

耳をふさぐ、しゃがみ込む、走り出す。こうした姿は、本人の怖さや負担を教えてください。音から離れた位置、なじみの職員、手放したくない物、短い見通しの説明によって、動きやすくなる場合があります。同じ診断名でも必要な支援は違います。普段どのように気持ちを伝え、何があると安心できるかを、避難にも持ち込みます。



訓練は、学べる条件で行う

訓練では、強い恐怖に耐えることを目標にしません。行先と合図を予告する、短い距離から試す、警報の確認は職員だけで行う、途中で休めるようにする。子どもが学べる条件を整えて進めます。終わったら言葉だけでなく、絵や選択肢でも感想を聞きます。「歩けたか」に加えて「どのように感じたか」を知ると、次の支援を変えられます。

実災害で差し迫る危険を避ける必要がある場面と、平常時の訓練参加を強制する場面は区別します。危険から離れるために身体への介入が必要になった場合も、その内容、代替、時間、本人の状態を振り返れるようにします。パニックを抑えるための一律の固定や隔離を、災害対応という言葉だけで正当化しません。身体拘束等の判断はBOOK02の基準に沿って確認します。

03

計画と訓練の義務を適用条件から読む

指定基準は、児童発達支援の第40条と放課後等デイサービスへの準用により、非常災害に必要な設備、具体的な計画、通報・連絡体制の整備と周知、定期的な避難・救出等の訓練を求めています。地域住民の訓練参加に向けた連携にも努めます。〔1〕 具体的な計画には消防計画又はこれに準ずる計画と、風水害・地震等の計画を含めます。〔6〕 火災訓練だけを行えば、すべての非常災害への備えが完了するわけではありません。

訓練回数を年間計画へ記載するときは、どの制度が自施設へ適用されるかを先に確かめます。消防法上の用途区分、防火管理者の選任義務、収容人員、複合建物内の関係は、管轄消防署へ施設の実態を伝えて確認します。「児発・放デイだから一律年2回」とだけ覚えると、別の施設基準や個別の消防計画を見落としします。

消防法施行規則第3条第10項に掲げる防火対象物の防火管理者は、消火訓練と避難訓練を年2回以上実施し、第11項によりあらかじめ消防機関へ通報します。〔2〕 この回数を、通報訓練も一律年2回という意味に読み替えないようにします。実際の種類、時期、方法は、施設に適用される条件と消防計画を確認して運用します。

児童発達支援センターには別の基準があります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の2第2項により、避難及び消火の訓練を少なくとも毎月1回、救出その他必要な訓練を定期的に行います。同基準第6条の定義に基づく対象であり、センター以外の児発・放デイへ毎月1回を一律に当てはめません。〔9〕

堺市消防局は、消防計画を確認し、自衛消防訓練等実施通知書により事前に連絡する方法を案内しています。必要な事前通報と、消防職員の立会いを依頼することは別です。立会いが得られなくても、計画に沿って安全に実施できる訓練は行えます。専門指導が必要な実技は、その部分を別に調整します。〔3〕

水防法では、浸水想定区域等にある要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画に名称・所在地が定められた施設について、避難確保計画、訓練、報告等の措置を確認します。土砂災害については対応する法制度を別途確認します。堺市の対象施設と提出方法は、市の掲載情報と担当部署で照合します。〔4〕〔5〕消防の訓練記録を作ったことで、別制度の報告まで済んだとは扱いません。

根拠・対象	訓練等の要点	管理者が確かめること
指定基準による非常災害対策	避難・救出等を定期的実施。追加の頻度は施設への適用を確認	火災以外の計画、周知、当日の実施内容
消防規則の該当防火対象物・防火管理者	消火・避難は年2回以上、あらかじめ通報	用途・選任義務・消防計画・通知方法
児童発達支援センター	避難・消火は少なくとも毎月1回。救出等は定期的	施設種別、別基準の適用と実施状況
水防法等の対象施設	避難確保計画、訓練、報告等	区域、地域防災計画掲載、担当部署の案内

04

火元に全員が集まらないために

焦げ臭さに気づいた職員が声を上げると、近くにいた全員が調理場所へ向かう。その動きは自然に起こり得ますが、活動室の見守りが空いてしまいます。発見者が場所と危険を知らせたら、誘導と119番通報を別の職員が進めます。初期消火は、退路と児童の安全を確保でき、設備と技能が適合する範囲で行います。消火の結果を待ってから避難を始める順序にはしません。

少人数の時間には、すべての仕事へ一人ずつ配置することはできません。最初に確かめるのは、誰が子どものそばに残るかです。兼務が必要なら、何を先にし、何を別の人へ渡すかまで決めます。誘導を担う人まで火元へ集まれば、動けない子や走り出す子への支援を失います。消火を安全に行う人員が確保できないときは、避難と通報を優先します。

消火を続けるか、中止するか

初期消火の可否は、消火器があるかだけで決まりません。火や煙の状況、適合する消火器等、退出経路、担当者の技能を踏まえ、危険を感じたら中止します。火元を確かめるために煙の充満した室内へ入らず、自分の退路を失う位置で続けません。訓練では、その中止判断を声に出すことも練習します。

指揮者は全員に細かい指示を一度に出すのではなく、使えない経路と各班の状況を集約します。「南出口は使えない。北側から退避。点呼は北側集合先」と、行動に必要な情報を短く共有します。管理者がいない時間帯にも同じ情報が集まるよう、代行者と班ごとの報告方法を決めておきます。

PART 2 日常の場面で判断する

05

食事もトイレも、途中で始まる避難

訓練の合図が、トイレ介助の途中で鳴ったらどうするでしょう。衣服を整え、足元を支え、他の職員へ所在を伝える必要があります。食事中なら口に食べ物がある子もいます。個別室では合図が聞こえにくいかもしれません。危険から直ちに離れる必要があっても、移動に欠かせない支援を省けば別の事故につながります。活動室で整列した状態だけで計画を考えない理由が、ここにあります。

平常時に、各場所からの移動を短く試します。トイレ介助の途中なら、どの職員が本人を支え、どこに履物や覆える物があるか。個別療育中なら、担当者が独自に退避した際に、指揮者へどう所在を知らせるか。すべての児童を一度活動室へ戻してから出発する方法が、常に安全とは限りません。

送迎中や公園では、建物内の警報に気付けません。災害を知った場所から安全な退避先を選ぶ必要があり、事業所へ戻ることを自動的な正解にしないようにします。学校迎えでは、学校側と事業所側が互いに相手の管理下だと思い込まないよう、児童ごとに受領を確認します。車両から降りた後も、交通と飛び出しの危険を扱います。

普段の場面	避難を妨げる条件	準備と確認
食事・おやつ	口腔内の食物、姿勢、介助の中断	本人の状態と必要介助を確認し安全な移動へつなぐ
排泄・着替え	衣服、足元、羞恥、声が届かない	担当者、短い声かけ、移動に必要な物品
個別室・午睡	全体指示を聞けない、所在の共有不足	担当場所と退避後の報告方法
水遊び・外出	施設内名簿との不一致、戻る経路の危険	携帯名簿、災害別退避先、連絡方法
車いす等の移動	段差、幅、機器、エレベーター停止	個別介助方法と機材、必要人数、実寸確認

06

その避難先は、今日の災害にも安全か

「避難先は、いつもの公園です」。火災を想定したときの答えが、水害にも使えるとは限りません。火災では火と煙、消防活動や車両の動線から離れます。地震では落下物や転倒物から身を守り、揺れのあとも建物、塀、ガラスの危険を確かめます。急いで外へ出ることで、かえって落下物に近づく場合もあります。安全な行先は、その災害の危険から考えます。

津波の危険がある場所では、浸水危険から離れるための早い避難が必要です。風水害では、危険が高まる前に情報を集め、安全な経路で移動できる時間を確保します。児童の移動や介助にかかる時間を見込むと、一般的な移動時間より早い判断が必要になる場合があります。避難の開始を情報待ちで遅らせないように、災害別の発動基準を平常時に決めます。

名前ではなく、使える条件を確かめる

集合先は、退避後に互いの所在を確かめる場所です。災害から命を守るための避難場所や、避難生活を送る避難所とは役割が異なり、同じ施設がすべてを満たすとは限りません。名称だけで判断せず、災害への適合性、開錠、利用可能な時間、受入条件、車いすでの移動、医療機器や排泄の条件を確かめます。地図で最も近い施設が、必ず利用できるとは限りません。

図面に一本の線を引いたら、実際にその道を歩いてみます。扉はどちらへ開くか、鍵は誰が持つか、車いすと介助者が一緒に通れるか。雨の日、道路横断、車両の出入りも条件に入れます。教材や段ボールが置かれた通路は、普段は通れても避難時に詰まるかもしれません。日々の片付けと設備点検も、移動できる状態を保つ仕事です。

主経路が使えない条件を一つ加え、代替経路と合流先を確認します。代替経路がない、又は必要な介助で通れない場合は、架空の方法で計画を埋めず、建物管理者や消防署、専門職と相談する課題にします。移転や改装、児童の介助ニーズの変化があれば、以前の確認をそのまま流用しないようにします。

07

慣れた手順が、危険を招くとき

いつもの合図で、いつもの玄関へ。反復して覚えた動きは心強い一方、玄関に煙があるときにも同じ動きを続けてしまうおそれがあります。「ここから出る」と教えるときは、「ここが使えなければどうするか」も職員で確かめます。手順を変えてよい条件が分かれば、慣れた道順に戻ろうとする迷いを減らせます。

記録写真を撮るために、いったん誘導を止める。写真では整った訓練に見えても、その間の安全が置き去りになります。撮影だけでは、通報や経路変更の判断は残りません。安全監視と評価の担当を設け、誘導職員が撮影のために子どもから離れない方法を選びます。記録するための場面をつくるより、実際に起きた行動を記録します。

子どもが動けなかった場面は、訓練の失敗として叱るのではなく、支援条件を見直す手がかりです。声かけが長すぎた、集合先が騒がしかった、靴の着脱が難しかったなどの具体的な条件が見つかれば、次の行動を変えられます。

避けたい対応	生じる問題	改善とその理由
全職員が火元を確認する	見守り、通報、誘導が空く	児童支援を残して分担する。同時に必要な機能を確保する。
人数が合えば点呼終了	別班や欠席者を取り違える	氏名と現在地を照合する。誰を確認したかを残す。
泣いても本番のために続ける	強い苦痛や逃走、次の回避	中止・段階化し、学べる条件をつくる。

避けたい対応	生じる問題	改善とその理由
写真があれば実施済み	判断や行動の不足を検証できない	経過と観察事実を記録し、改善につなげる。

08

予定を変える判断を持つ

玄関へ集合してから避難する予定なのに、その玄関側で火が出た。計画に書いてあるからと集合を続ければ、火元へ近づいてしまいます。建物と火煙の状況に応じて、各エリアから安全な出口へ退避し、屋外で合流・点呼できるように考えます。集まること自体が目的にならないよう、別々に出たあとの確認までを準備します。

「一人、まだ確認できていません」。その報告を聞いたときほど、所在確認と危険な場所への搜索を分けます。担当職員が発災時に安全な範囲で自分の室を確かめることと、避難後に煙のある建物へ無防備に戻ることは違います。最後に見た場所と時刻、服装、移動に必要な支援を消防へ直ちに伝えます。職員が被災すれば、救助を要する人が増え、避難した子どもの支援も失われます。

水害と身体介入の判断を単純化しない

風水害で既に屋外移動が危険な段階では、事前に確認した建物条件等を踏まえて安全確保を考えます。「2階なら安全」と一律には判断できません。浸水深、流速、建物構造、土砂災害、孤立の可能性で条件が変わるからです。移動可能な時間に早く判断することを基本に、遅れた場合の対応も自治体等の情報と施設の計画で確かめます。

避難のための身体的介助と、本人の動きを制限する行為との境界も、言い方だけでは決まりません。

「安全のため」と名付ければすべて許されるわけではなく、実際にどのように身体へ介入したかを見ます。差し迫る危険、代替手段、最短の時間、本人の状態、解除の判断を確認し、身体拘束等に当たる場合は所定の基準と記録を扱います。

身体拘束等は原則禁止です。緊急やむを得ない例外には、切迫性・非代替性・一時性のすべてが必要で、必要性がなくなれば直ちに解除します。危険が去った後も制限を続けず、行為と本人の状態を記録して組織で検証します。詳しくはBOOK 02を参照してください。

09

発見から、避難先での氏名確認まで

- 1 災害の場所と危険を伝える
通報と避難の役割を分担
- 2 安全な経路へ誘導する
危険な場所へ戻らない
- 3 氏名で安否を照合する
不明者情報を消防等へ引き継ぐ
- 4 避難後の安全を保つ
健康確認と引渡しの管理

火災を発見したら、周囲に場所と危険を知らせ、児童の退避と119番通報を進めます。短い言葉で使えない経路を共有し、誘導者は火や煙から離れる方向を確かめます。消火は安全な範囲で並行して行うもので、避難を待たせる理由にはしません。予定の出口が使えない場合は、代替経路と合流先の情報を各担当へ伝えます。

移動中は先頭だけでなく、後方の子どもと個別介助の状況を把握します。速い子に合わせて列を伸ばすと、支援が必要な子と担当職員が見えなくなることがあります。事業所の配置に合わせて同行範囲を決め、全員を一律に同じ速さで動かすことを目標にしません。扉や段差、道路横断などの節目では、接触や飛び出しの危険にも注意します。

到着した場所でも、もう一度確かめる

集合先に着いたら、その場所自体の安全を確認し、氏名で所在を照合します。落下物、交通、浸水などの危険があれば再移動し、移動後にもう一度確かめます。未確認者がいる場合は情報を消防へ渡し、別班や送迎車の情報も照合します。避難児童の見守りを維持しながら、救護、家族連絡、待機支援へ進みます。

避難経路を失った場合は、無理に火煙のある場所へ進まず、場所、階、人数、逃げられない状況を消防へ伝え、消防の指示に従って安全確保を図ります。施設ごとの行動は建物構造によって変わるため、平常時に消防署等へ相談し、職員が参照できる形にしておきます。

時点	児童支援	通報・情報
発見・周知	危険から離れる準備と退避	119番、火元と使用不能経路を共有
移動	必要介助を続け安全な経路へ	各班の状況、別経路への変更を伝達
到着	集合先の安全、救護、氏名照合	未確認者の最後の位置・時刻を消防へ
継続待機	安心、体調、排泄等を支える	家族連絡、引渡し、BCP担当へ引き継ぎ

10

緊張していても伝わる通報

毎日通っているのに、緊張して住所が出てこない。通報では、そのようなことも起こり得ます。住所、建物名、階、目印を通報カードにして端末の近くに置きます。119番では、火事か救急か、どこで何が起きたかを伝え、消防からの質問に答えます。児童と職員の人数、逃げ遅れや負傷、危険物等の情報も、確認できた範囲で伝えます。

「子どもが一人いません」だけでは、消防が位置を絞りにくくなります。「15時に西側トイレへ向かう姿を確認。避難先の氏名照合では未確認。自力歩行は可能だが大きな音で動けなくなることがある」のように、最後の情報と現在の未確認を分けます。推測を事実に変えず、確認の時刻を添えます。

職員間では、場所、人数、危険、対応中の人を短く伝えます。「南出口は煙で使えません。北側へ誘導中。A班4人確認。個別室の1人はB職員の報告待ち」という報告なら、指揮者が次に確認する先を決められます。「大丈夫です」「全員のはずです」という曖昧な報告は、確認を終えた範囲が分からなくなります。

通報と事故報告を分ける

実際の災害では、救急・消防への通報とは別に指定権者への事故報告を確認します。堺市では、災害により2日以上サービス提供ができない場合等が報告対象です。2日待ってから初めて連絡する意味ではなく、管理者が必要と判断する事案も含めて速やかに対応します。〔7〕 市の報告書は原則郵送又は持参で、事前連絡のうえ提出する取扱いです。やむを得ず電子メールを用いる場合も、市の指定方法を確認します。〔8〕

訓練の通報は、模擬電話や読み上げで練習できます。119番への模擬通報を行う場合は消防署と事前調整し、無断で実回線を使わないようにします。訓練中に本当の事故が起きた場合は、訓練を中止し、実際の緊急事態として通報・救護を行います。

11

安全な再会までが、引渡し

避難先に着くと、保護者からの連絡が続けて入りました。「すぐ迎えに来てください」と一斉に伝えれば、帰宅が早まるでしょうか。周辺道路が危険なら家族を危険へ向かわせ、迎えが集中すれば避難先を混雑させるおそれがあります。子どもの所在と状態、避難先と周辺交通、引渡しの条件を整理してから、家族が取れる行動を伝えます。学校から受け取る前の児童については、その所在と管理の状況も明確にします。

連絡では、「〇時に〇〇で所在を確認しました。職員と一緒にいます。周辺道路に危険があるため、来られる経路を確認してからご連絡ください。次は〇時に状況をお知らせします」と、事実と次の行動を伝えます。全員分の確認が終わっていなければ、確認できた範囲を限定して話します。安心させるために未確認の情報を断定しません。

本人へも、次の人と場所を伝える

引渡しは避難の終わりの確認です。登録された相手か、引き取る権限が確かめられたか、誰を何時にどの職員が引き渡したかを残します。家族が集まる場所と児童が待つ場所を分け、急いでいる人への対応で他の子の見守りが空かないようにします。迎えが難しい家庭には待機方針を伝え、長時間になる場合はBOOK05の継続支援へ引き継ぎます。

子どもへも「ここからはお母さんで行く」「先生とここで待つ」と、次に一緒にいる人と場所を伝えます。保護者へ説明したことで本人への説明が不要になるわけではありません。災害の体験後は、帰宅してから不安が表れる場合もあるため、当日の状態と支援上の注意を落ち着いて共有します。

12

写真の外側にある訓練を記録する

写真には、集合先に並ぶ子どもと職員が写っています。しかし、その少し前に出口を変更したことや、車両担当へ連絡が届かなかったことは見えません。訓練記録には、想定、参加職員、児童への配慮、計画からの変更、通報・誘導・点呼の経過を残します。事前通報が必要な場合は通知の控えや受付状況も保存します。消防署の立会いがあったかどうかと、事業所が何を行ったかは、それぞれ記載します。

観察記録には、良かった行動も具体的に残します。「適切に対応」より、「南出口が使えないと伝えた後、誘導担当が北側経路と集合先を復唱した」と書けば、何を継続すればよいかわかります。問題点も「職員の確認不足」ではなく、どの情報がいつまで共有されなかったかを示します。

実災害の記録は、安全確保のあとに

実災害の記録は、避難判断、使用経路、氏名確認、負傷、通報、引渡し等を時系列で整理します。記録や撮影のために避難を遅らせず、安全を確保したうえで、各職員の記憶と記録を照合します。元の記録を消して説明をそろえるのではなく、食い違いがあれば確認経過を残します。訓練中の事故も、実際の事故として別に対応します。

時刻・場面	観察した行動	評価・残る課題	改善と確認
10:02 出口変更	誘導担当が北出口への変更を復唱	全班に伝わったが、車両担当へ未連絡	連絡対象に車両を追加し次回確認
10:04 集合先	人数8人、氏名照合は7人分	一人の氏名確認が未了と報告した	名簿の配置を改善。人数のみで終了しない行動は継続
10:06 本人の反応	音を避ける位置で落ち着き、同行できた	予告と位置の調整が有効だった	個別配慮表へ追記し別担当へ共有

13

事業所の扉の外にも、計画をつなぐ

事業所の扉を出た先で、別のテナントの人たちと合流する。共用廊下の扉が閉まっている。複合建物では、事業所内だけを確認しても避難の道筋は完成しません。建物所有者や管理会社と、警報の届く範囲、共用扉の開け方、他の利用者との動線、建物外の合流先を確かめます。建物全体の計画があっても、児童の介助と所在確認まで決まっているとは限りません。

管理権原を持つ人、防火管理者、事業所管理者、建物管理者の役割を整理し、設備不具合や経路変更を誰へ伝えるかを明確にします。施設の実態に関する消防上の判断は、図面、利用状況、収容人員等を示して管轄消防署と確認します。テナント側で分からない共用部の条件を、推測のまま避難計画へ書き込まないようにします。



建物全体の訓練を、現場の動きへ

建物全体の訓練へ管理者だけが参加した場合、その情報を非常勤や送迎担当へ展開する必要があります。共通の警報や集合先を知ることと、児童を伴って移動できることは別です。職員は自分の勤務場所から動線を確認し、担当できない場合の代行と、車両や外出班への連絡を練習します。

地域の応援者と連携する際は、誰がいつどこで何を手伝うかを具体化します。個人情報や広く配るのではなく、必要な介助や合流方法を必要な相手と共有します。応援者も被災する可能性があるため、来ない場合にも安全確保を進められる分担を考えます。支援者を増やすことと、指揮が複数に分かれて混乱することを区別します。

14

「前より速い」を、もう一度確かめる

「今回は前より1分早かったですね」。その1分を、何によって縮めたのでしょうか。扉を開ける分担が明確になったのなら改善です。氏名確認を省いたのなら、同じ評価にはできません。子どもが置き去りになりかけていないか、無理な介助で負担が増えていないかも確かめます。時間は、経路の安全、通報、氏名確認、必要介助、本人の負担と一緒に読む指標です。

振り返りは、事実、原因の仮説、改善策を分けて進めます。「連携が悪い」という評価から始めるより、「出口変更の情報が車両担当へ届かなかった」という事実から話すほうが、直すべき仕組みを見つけやすくなります。本人が動けなかった場面も、職員の声、位置、移動先、靴や補助具などを具体的に検討します。

改善のあとに、確認する日を決める

改善票には、何を変え、誰がいつ実施し、どの行動で効果を確認するかを書きます。例えば「避難図を修正」だけでなく、「北側集合先と車両への連絡を追記し、翌月に別職員が読み上げて全班へ伝えるか確認する」とします。消防署等の助言は、施設の条件に照らして採否と対応を記録します。

年度末には、回数だけでなく、参加していない職員、未検証の時間帯、変わった児童の支援ニーズを確認します。新しい児童や職員を迎えたとき、設備や部屋の使い方が変わったときも見直しの機会です。次年度の訓練へ未解決課題を引き継ぎ、実施記録と改訂した計画の対応が分かるようにします。

15 ケーススタディ 予定どおりに動けないとき

いずれも架空の事例です。各自で「いま行う行動」「追加で確認する情報」「平常時に直す計画」を書き、グループで比べます。実際の建物や児童の条件によって行動は変わるため、記載のない情報を勝手に補って結論を出さないようにします。解説は第19章にあります。回答は各ケースの記入欄にまとめてください。

ケース1 見守りと消火の担当が重なる 初級

おやつ準備中、職員Aが調理場所で焦げ臭さに気付きました。職員Bは活動室で6人を見守り、職員Cはトイレで1人を介助中です。Aが「火事かもしれない」と呼ぶと、Bは消火器を取りに行こうとしました。管理者は外出中で、玄関付近に煙があるかはまだ分かりません。

考える問い：A、B、Cが最初に行うことを分けてください。消火器を持つ人を決める前に、確保する必要がある機能は何ですか。

判断と理由／追加で確かめること

ケース2 人数が一人足りない 基本

避難先で氏名を照合すると、一人が未確認でした。最後に見た職員は「西側トイレへ向かった」と話しますが、時刻はまだ確かめていません。別の班が北側へ退避した可能性もあります。建物内には煙が見え、「私が戻ります」と職員が言いました。

考える問い：その職員へ何を伝え、消防へどの情報を渡しますか。避難している子どもたちの支援と、未確認者の情報収集をどう両立しますか。

判断と理由／追加で確かめること

ケース3 警報音で動けなくなった 判断が分かれる場面

避難訓練で警報が鳴り、ある子が耳をふさいでしゃがみ込みました。普段は予告があれば移動できますが、今回は「本番に近づけるため」と事前に知らせていません。職員は訓練時間を気にして、手を引いて列へ戻そうとしています。

考える問い：この訓練で何を学ばせようとしていたのでしょうか。いま変更すべきことと、次回までに職員が確認すべきことを分けてください。

判断と理由／追加で確かめること

ケース4 図面の出口が使えない 緊急対応

出火を知らせる声があり、玄関付近に煙が見えます。掲示された避難図の矢印は玄関だけを示しています。北側の扉から外へ出られますが、その先は普段施錠される門です。職員の一人は「図面どおりに行かないと、ばらばらになる」と心配しています。

考える問い：玄関へ向かわずに、どの情報を共有しますか。代替経路のどの条件を確認し、使えない場合には何を消防へ伝えますか。

判断と理由／追加で確かめること

ケース5 車いすと階段の計画が空白 判断が分かれる場面

2階で支援する子どもに車いすの利用者がいます。訓練の打合せでエレベーター停止を想定すると、階段での移動方法が決まっていないことが分かりました。「今日は人数が多いから持ち上げて試そう」という意見が出ます。本人には姿勢や医療機器について個別の配慮が必要です。

考える問い：その場の人数だけで実施を決めてよいのでしょうか。今回の訓練で安全に確認できる範囲と、専門的な確認を要する課題を挙げてください。

判断と理由／追加で確かめること

ケース6 火災の集合先が水害では使えない 緊急対応

事業所は火災訓練で近隣の公園へ集合しています。大雨への備えを見直したところ、公園と途中の道路が浸水想定区域に含まれていました。職員は「子どもが慣れた場所のほうが混乱しない」と、同じ場所を使う案を出しました。

考える問い：慣れた場所の利点を残しながら、危険を減らすにはどうすればよいのでしょうか。別の避難先を選ぶ際に、地図以外で確かめる条件を挙げてください。

判断と理由／追加で確かめること

ケース7 立会いなしでどこまで訓練できるか 管理者の判断

消防署へ訓練の相談をしたところ、希望日に立会いを得られませんでした。年間計画ではその月に実施する予定です。職員の一部は消火器の操作に自信がありませんが、避難経路と氏名確認は練習できます。管理者は全体を延期するか迷っています。

考える問い：事前通報、立会い依頼、事業所内で実施できる訓練を分けて整理してください。延期する部分と実施する部分を決める際の条件は何ですか。

判断と理由／追加で確かめること

ケース8 建物全体の訓練を事業所へ落とし込む 管理者の判断

複合ビルの訓練へ管理者が参加し、屋外の集合先が変わったことを知りました。事業所にはメールで案内を転送しましたが、非常勤の送迎職員は読んでいません。個別室では警報が聞こえにくく、共用部の開錠担当も事業所内では知られていません。

考える問い：メールを再送する以外に、何を実際に確かめますか。建物側の担当と事業所側の担当を分け、訓練完了と判断する条件を考えてください。

判断と理由／追加で確かめること

16

個人ワーク 自分の持ち場から避難をたどる

普段の持ち場を一つ選び、そこにいる子どもと一緒に退避する場面を考えます。活動室だけでなく、トイレ、個別室、送迎車など、自分が実際に担当する場所から始めます。主経路と、主経路が使えない場合の行動を図面に書き込み、扉、鍵、段差、道路横断など判断が必要な場所に印を付けます。

次に、自分がいらない日を考えます。別の職員は同じ情報を使えるでしょうか。「私なら分かる」箇所には、掲示、鍵の管理、役割の伝達などの課題があります。経路が一つしかない、必要な介助で通れない場合は、無理な搬送方法を考えて空欄を埋めず、管理者と消防署等へ相談する事項として記載します。

最後に、通報カードを見ながら住所と建物名を声に出し、未確認者がいた場合の情報を一文で作ります。書面で分かることと、緊張していても口頭で伝えられることを分けて確認します。実回線への通報は行いません。

確認すること	記入欄
普段の持ち場と同行する子	
主経路と使えなくなる危険	
代替経路・代替行動と未確認条件	
介助に必要な人員・物品・個別手順	
通報する住所・階・所在情報	
今週確かめる課題と相談相手	

17

グループワークと机上 実動訓練

グループワークでは、平面図に児童、職員、火元、使用不能経路のカードを置きます。一人ずつ最初の行動を説明し、同じ職員が同時に二つの場所へ行く計画になっていないかを確認めます。通報の担当を決めても、その人が介助を継続する必要があるれば分担は成立しません。仕事の名前と実際の動きを照合します。

机上訓練は判断と連絡の衝突を見つける場です。実動訓練は、扉や鍵、物品、声かけ、介助、点呼を実物で確かめる場です。机上で見つかった危険をそのまま子どもが参加する実動へ持ち込まないよう、安全に実施できる条件へ整えてから進みます。以下の台本は、自施設の消防計画と事前調整に合わせて使います。

机上訓練 主出口付近の出火と、別班の所在確認

目的は、通報、誘導、確認、安全な範囲の初期消火を並行して分担することです。施設内は児童8人、職員3人とし、児童のうち個別室とトイレに各1人がいる設定です。帰着予定の送迎車は空車で、運転職員1人が乗っています。車両担当は施設内の3人と分けて扱います。平面図、架空の児童カード、役割カード、消防計画、通報カード、記録紙を準備します。指揮・誘導・通報等の役を分担し、進行役は追加情報、評価者は行動の抜けと衝突を記録します。

通常支援の担当を別に確保し、開始と終了を全員で確認します。連絡は模擬で行い、119番や保護者等へ実際に発信しません。現実の緊急事態があれば訓練を中止します。開始前に、どの出入口が実際に使えるか、経路の未確認事項は何かを共有します。不明な条件は訓練中にも不明と扱い、進行役へ質問します。架空の安全条件を都合よく足して、避難成功と判定しないことが重要です。

訓練用の所在カード

仮名・人数	開始時の場所と担当	個別の情報
児童A～F・6人	活動室／職員甲	児童Aは、写真で行先を示すとなじみの職員と歩ける。ほかの5人は声かけで同行できる。
児童G・1人	個別室／職員乙	声かけで歩ける。個別室から退避した場合は合流先を報告する。

仮名・人数	開始時の場所と担当	個別の情報
児童H・1人	西側トイレ／職員丙	排泄介助中。移動に必要な介助を継続する。
車両担当・職員丁	施設外の空車	児童は乗っていない。連絡があれば安全な場所で停車し、退避先を確認する。

進行役と評価者は、演習上の職員甲～丁とは別の役割です。参加者が少ない場合はカードを動かして複数役を担当し、実際の支援配置を兼務で埋めたことにはしません。机上での役割案は、自施設の実人数と介助条件で改めて検証します。

進行役用の追加情報：5分の提示では児童Aが音で耳をふさいでしゃがむ。呼びかけに反応し、短い説明と写真は受け取れる設定とする。15分の提示で未確認となるのは児童H。最後の確認情報は「開始直前に職員丙と西側トイレにいた」とし、丙の退避先はまだ連絡を受けていない。別班への照会を行ったら「丙とHは別の安全な集合先に到着」と回答する。照会前に所在を推測で確定させず、未確認の段階から消防へ情報を渡す。

次の時間は進行役が情報を提示する目安です。実際の火災で5分、10分待って行動する意味ではありません。避難と通報の初動を確かめながら、必要に応じて提示を早めます。

提示する情報	参加者が行うこと	評価する行動
開始：主出口付近の出火情報	最初の声かけ、通報、誘導の担当を宣言	児童の見守りが空かず、通報を遅らせない
進行5分：児童Aが音で動けない	担当と説明方法を調整する	診断名で決めず本人の状態に応じた支援を選ぶ
進行10分：空車の送迎車が到着予定	車両へ使えない経路と退避先を伝える	施設へ戻ることを自動的に指示しない
進行15分：集合先で児童Hが未確認	最後の所在を整理し消防への報告文を作る	危険区域へ戻る案を避け、見守りを続ける

全児童について確認済み又は未確認の情報が示され、未確認者の消防への引継ぎ内容、避難児童の支援担当が説明できた時点で終了します。振り返りでは、同時にできなかった仕事と、判断に必要なだった情報を抽出します。成果物は修正した分担図、通報文、経路上の課題、改善票です。施設固有の疑問は消防署等へ相談し、回答を反映してから実動で確かめます。

実動訓練 安全な代替経路と氏名点呼

目的は、実際の経路で誘導、名簿携行、模擬通報、氏名確認を行い、子どもが支援を受け取れるか確かめることです。実火・実煙は使わず、主出口を使えない想定は表示と説明で伝えます。実際の避難口を物理的にふさぎません。必要な事前連絡、消防計画、模擬通報方法、名簿、安心物品、屋外の安全監視を準備します。

指揮、誘導、通報、点呼、記録、安全監視を分担します。子どもが参加する場合は、体調、予告、介助、休憩、中止の合図を個別に確認します。天候と交通、通常支援の配置も確認して開始します。危険、強い苦痛、現実の緊急事態があれば中止します。未習熟の階段搬送や医療機器の停止を、その場で試しません。

開始の合図で火元と使用不能経路を伝え、参加者は短い声かけで誘導します。到着後に氏名を照合し、進行役は模擬名簿上の一人を未確認とする追加情報を出します。実際の子どもの隠したり、意図的に所在不明にしたりせず、報告の演習として扱います。消火器等の実技は、適切な指導と安全な区画を確保して別に行います。

評価者は、経路の安全、声かけと介助、全員の氏名照合、未確認情報の報告、見守りの空白を観察します。全員の安全と所在、通常支援への復帰を確認して終了します。子どもの感想と職員の記録を比べ、速さの改善が負担を増やしていないか振り返ります。修正した経路、予告方法、分担は、課題の部分を短く再訓練して確かめます。

18

理解度確認テスト

自分の勤務場所と役割を思い浮かべ、結論と理由を記入してください。法令の回数を覚える問題でも、対象と条件を添えて答えます。実技で行えるかは、筆記の結果と別に確認します。

1 職員が3人しかいない時間帯に出火を知りました。児童誘導、通報、初期消火をどのように考えて分担しますか。

回答・理由：

2 消防法上の消火・避難訓練は、すべての児発・放デイで条件にかかわらず年2回である。正しいか、確認する条件を含めて答えてください。

回答・理由：

3 児童発達支援センターの避難・消火訓練について、別に確認する頻度を答えてください。

回答・理由：

4 消防署の立会いが得られなければ、必要な事前通報も不要になりますか。二つの違いを説明してください。

回答・理由：

5 玄関付近に煙がありますが、避難図は玄関を示しています。最初に共有する情報と、次に確認することを答えてください。

回答・理由：

6 集合先の人数は予定と同じでした。氏名照合をする理由を、送迎や別班との関係から説明してください。

回答・理由：

7 訓練で警報音に強い苦痛を示す子がいました。実災害への備えを失わずに、訓練をどう変更できますか。

回答・理由：

8 未確認の児童について、消防へ伝える情報を四つ挙げてください。

回答・理由：

9 火災の集合先を水害にも使う場合、どのような条件を再確認しますか。

回答・理由：

10 記録「避難に時間がかかった。次は早くする」を、改善に使える観察記録と計画へ直してください。

回答・理由：

19

テストとケースの解説

- 1 児童の安全を保ちながら、通報と避難を並行して進めます。初期消火は退路、火煙、技能、設備、人員が安全に対応できる範囲で行い、危険なら中止します。3人という人数だけで固定の分担は決まらず、介助中の職員と児童の状態を含めて考えます。
- 2 正しくありません。消防法施行規則第3条第10項に掲げる防火対象物の防火管理者に、消火・避難訓練年2回以上等の規定があります。用途区分、選任義務、収容人員、消防計画等を確認します。〔2〕 指定基準や施設種別による別基準も合わせて確認します。
- 3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の2第2項により、避難及び消火の訓練は少なくとも毎月1回、救出その他必要な訓練は定期的に行います。センター以外へこの頻度を一律に当てはめません。〔9〕
- 4 立会いが得られないことは、必要な事前通報を不要にしません。事前通報は適用対象が訓練実施の旨を消防機関へ知らせる手続で、立会い依頼は職員の派遣・指導を調整するものです。堺市の通知方法と消防計画を確認します。〔3〕
- 5 「玄関は煙で使えない」と共有し、火煙へ近づかず代替経路と合流先の安全を確認します。避難図は現場の危険を無視して守る指示ではありません。経路を失った場合は、場所、階、人数、状況を消防へ伝えます。
- 6 別班の児童が加わり、別の一人が未確認でも合計人数が一致する場合があります。予約人数と実在者も同じではありません。誰をどこで確認したかを氏名で照合し、送迎中、欠席、引渡し済みを区別します。
- 7 中止や休憩、予告、警報を伴わない移動練習、職員のための設備確認などを組み合わせます。学べる条件をつくるのが実災害の支援につながります。強い苦痛に耐えさせることを成功と扱いません。
- 8 最後に見た場所、時刻、氏名等の識別情報、服装、移動・理解に必要な支援、現在の確認状況等から四つを挙げます。推測と目撃事実を分け、更新があれば消防へ伝えます。
- 9 浸水や土砂等の危険、移動経路、建物条件、開錠と受入れ、移動所要時間、児童の介助を確認します。火煙から離れられる場所でも、水害時には危険になる場合があります。慣れだけで同じ場所を選ばれません。
- 10 例は「北扉の開錠に1分要した。鍵の位置を担当者以外が知らなかった。管理者が今週中に保管表示を変更し、来週、別職員が取り出して開錠を確認する」です。時間だけでなく原因を確かめ、安全を省かず改善します。

ケース1の解説

A、B、C全員が消火へ向かうと、活動室とトイレの支援が空きます。火災の可能性を知らせた段階で、現在の児童の位置と各職員の担当を踏まえ、誘導と通報を確保する必要があります。管理者の不在を理由に危険への対応を待ちません。

Aは周囲への周知と通報等を進め、Bは活動室の児童を安全な方向へ支え、Cは介助中の児童を安全に移動できるよう対応する、といった分担を検討します。ただし出口の状態や担当できる範囲で調整します。初期消火は退路等が確保できる場合に限り、避難と通報を遅らせません。

勤務人数別に最初の役割を決め、欠員や介助中の条件で机上確認します。消火器の担当名だけで計画を作らず、児童支援の空白がないかを見ることが、非常災害計画を実行するための要点です。〔1〕〔6〕

ケース2の解説

未確認者がいると、急いで戻りたい気持ちが強くなります。しかし煙のある建物へ無防備に再侵入すると、職員自身も救助を要する状態になりかねません。まず消防へ未確認の事実と最後の情報を伝え、別班の情報を並行して集めます。

職員には「戻らず、最後に見た場所と時刻を教えてください。消防へ伝えます」と明確に伝えます。見守り担当を残し、連絡担当が別班と送迎情報を照合します。情報が新しくなったら消防へ更新します。トイレにいと推測することと、実際に見た事実を分けます。

普段から個別室やトイレの担当、退避後の報告方法を決めます。安全な範囲での初動確認と、避難後の危険区域への再侵入を区別して訓練すると、役割を果たそうとして危険を増やす行動を防げます。

ケース3の解説

目的は恐怖への耐性を測ることではなく、危険を知らせる合図と安全な移動を学ぶことです。予告をなくして強い苦痛が生じたなら、想定した学習条件が本人に合っていなかったと考えます。時間短縮のために手を引くことを優先すると、次の回避につながるおそれがあります。

本人の状態を確かめ、中止や休憩、刺激を減らす方法へ変更します。警報を鳴らさず経路を歩く、写真で順序を確認する、職員のみで警報設備を確かめるなど、目的を分けて練習します。安全に移れる条件を探ることは、備えを弱めることはありません。

本人の負担のサイン、予告方法、安心物品、中止条件を個別に共有します。実災害の差し迫る危険への対応とは分け、訓練参加のための拘束を常態化しません。介入が生じた場合の判断はBOOK02とも照合します。

ケース4の解説

避難図の矢印より、現場の火煙の危険が優先します。ばらばらになる心配には、危険な経路へ全員を集めるのではなく、各エリアの経路と合流先を共有して対応します。北側扉を出られても門が開かなければ、外へ抜けられる経路とはいえません。

玄関が使用不能と伝え、北側の扉から合流先までの安全と開錠を確認します。進めない場合は無理に火煙へ戻らず、現在地、階、人数、避難不能の状況を消防へ伝えます。施設固有の安全確保方法は消防の指示と事前の計画に従います。

図面は扉だけでなく、門、鍵、共用部、屋外動線まで確認して改訂します。代替経路が成立しない問題は、その場の思い付きで埋めず、建物管理者・消防署等へ相談し、使用条件を整える課題です。

ケース5の解説

人数が多いことだけでは、安全な介助方法が成立するとは限りません。本人の姿勢、身体状態、医療機器、車いす、階段幅などが関係します。訓練の場で未習熟の搬送を試すと、本人と介助者の負傷につながります。

今回は危険な実施を止め、空の器具や人形等による動線確認、段差や幅の確認、必要な専門相談を整理します。本人が参加する搬送練習は、専門職や消防等と方法、機材、人数、安全条件を確認し、職員が習得した後に個別に判断します。

エレベーターを使えない条件でも避難できる計画を、平常時に検証します。未確認のまま利用を続ける問題を単なる訓練課題として放置せず、管理者が建物管理者・消防署等と対応を進めます。

ケース6の解説

慣れた場所は見通しを支える一方、その場所の災害リスクを消すことはできません。火災時の集合先と、水害で浸水から離れる避難先は目的が違います。公園だけでなく途中の道路が危険なら、到着前にも被災するおそれがあります。

水害に適した避難先と安全な経路、利用可能な時間、開錠、受入れ、介助条件を確認します。移動時間に余裕を持って早期判断できるよう計画し、写真や短い外出で新しい行先への見通しを作ります。安全な場所への慣れを育てる方法です。

災害別の避難先を職員と家族へ共有し、情報名称や発動基準を更新します。水防法等の対象施設では避難確保計画と訓練・報告の要件も確認し、単なる集合先変更で済ませません。〔4〕〔5〕

ケース7の解説

消防署の立会いは指導等の調整で、必要な事前通報とは別です。立会いがいいことだけを理由にすべてを中止する必要はありませんが、操作に不慣れな実技を無理に行う理由にもなりません。安全にできる内容を分けて考えます。

消防計画と必要な事前連絡を確認し、通報、誘導、点呼などを実施します。専門指導が必要な消火器等の実技は別日を調整し、何を実施し何が未実施かを記録します。予定変更が必要回数や年間計画に影響するかも確認します。〔2〕〔3〕

内部だけで行える短い訓練と、外部指導を受ける実技を年間計画で組み合わせます。立会い日程の都合で訓練全体が止まらないようにし、未実施の内容を実施済みにしない管理を行います。

ケース8の解説

メールを送ったことと、職員が現場で行動できることは違います。警報、開錠、集合先という基礎条件が共有されていないため、建物全体の訓練参加を事業所内の実行能力へ変える必要があります。

建物側には警報の伝達範囲、共用部の開錠、変更後の動線を確認します。事業所側は個別室への伝達、児童の介助、名簿、送迎車への連絡を実際に試します。非常勤には勤務に合わせた説明と短い実動を行い、確認できた範囲を記録します。

訓練完了の判断には、代表者の出席に加え、各時間帯の職員が自分の役割を実行できることを含めます。建物側の変更が事業所へ届き、職員へ展開される窓口と更新手順を決めると、次の変更にも対応できます。

20

自分の行動を研修前後で比べる

研修前を思い出し、現在の自分が一人で説明・実行できることを確かめます。図面では分かったが扉を開けられなかった、通報内容は書けたが声に出すと住所が出てこなかったという差も、次の練習に役立つ情報です。

「支援が必要」とした項目には、確認相手と実施日を記入します。次の勤務で通報カードを取り出す、別経路を歩く、点呼の担当を交代するなど、一つずつ確かめます。筆記の点数が高くても、安全な行動が確認できていなければ実技の補講へつなげます。

自己評価する行動

できる／支援が必要／未経験・次の確認

持ち場からの主経路と代替行動を説明する

通報の住所と建物情報を伝える

子どもに合う短い説明と介助を行う

氏名で所在を照合し未確認を報告する

危険な消火・再侵入・訓練を中止する

自施設の訓練条件と記録方法を確認する

21

避難の条件を点検するチェックリスト

文書があるだけでなく、現場で使えるかを確認めます。確認した根拠、日付、相手を記入し、不足には担当と期限を付けます。設備や建物の条件に疑問があれば、職員の推測で安全とせず、建物管理者や管轄消防署等へ確認します。

確認する条件	根拠・確認日／改善担当・期限
施設種別、消防用途等の適用条件を確認した	
訓練の種類・頻度・事前通報を消防計画と照合した	
水防法等の計画・訓練・報告の適用を確認した	
扉・門・鍵・防火戸・通路を実際に確認した	
消火器等の設置と点検、職員の操作理解を確認した	
災害別の集合先と避難先、代替経路が分かる	
個別室・トイレ・送迎車の所在確認を分担した	
個別介助と訓練の予告・中止条件を共有した	
非常勤・新任・送迎担当が自分の役割を実行できる	
訓練で見つかった課題を修正し再確認した	

22

A4一枚クイックリファレンス

非常災害・消防・避難：知らせる、避難する、通報する、氏名で確かめる。

火災発見：場所と危険を周囲へ知らせ、児童の退避と119番通報を並行する。初期消火は退路を確保し安全な範囲で行い、危険なら中止する。

誘導：火・煙・破損に近づかない。使えない経路を共有し、代替経路と合流先を確かめる。子どもには短い言葉と使い慣れた方法で次の行動を伝える。

所在確認：氏名・場所・時刻を照合。トイレ、個別室、外出班、送迎車も扱う。未確認者は最後に見た場所・時刻・状態を消防へ伝え、危険区域へ無防備に戻らない。

集合先：交通、落下物、浸水等の危険を確認。再移動したら再点呼。家族へ確認済みの事実と次の連絡時刻を伝え、相手と権限を確認して引渡しを記録する。

地震・津波・風水害では安全な行動と場所が異なる。災害別計画を使い、避難後の救護・待機はBCPへつなぐ。

施設住所： 指揮／代行： 火災集合先： 水害避難先：
津波避難先：

訓練は実火・実煙を使わず、危険・強い苦痛で中止。119番の模擬通報は消防署と事前調整する。

23

次の勤務で、出口まで歩いてみる

次の勤務で、自分の持ち場から出口まで歩いてみてください。扉、鍵、段差、すれ違う人。子どもと一緒に、どこで手や声が必要でしょう。見つけたことを一つ共有するだけでも、図面の避難経路が実際の支援に近づきます。

合図に気づき、危険を伝え、その場にいる人で分担し、一人ひとりの所在を確かめる。予定どおりに進まなかったところは、次の訓練で確かめる課題です。使えなかった手順を直し、子どもの反応を次の支援へ返すことを、日常の仕事につなげていきましょう。

次の勤務で試すこと

一緒に確かめる人と、振り返る日

法令と参考資料

本文の〔番号〕は以下の資料に対応します。制度確認日は2026年9月30日です。リンクから発出元の資料を参照できます。

〔1〕 指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

発出機関：厚生労働省 発出・更新日：平成26年3月28日発出・掲載本文参照

該当箇所：非常災害対策・安全計画・所在確認

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔2〕 消防法施行規則

発出機関：e-Gov法令検索 発出・更新日：昭和36年自治省令第6号・現行条文

該当箇所：第3条第10項・第11項

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔3〕 あらかじめの連絡って？

発出機関：堺市消防局 発出・更新日：2026年7月27日更新

該当箇所：訓練頻度・事前連絡・提出方法

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔4〕 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

発出機関：堺市 発出・更新日：2026年7月8日更新

該当箇所：計画・訓練報告

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔5〕 水防法

発出機関：e-Gov法令検索 発出・更新日：昭和24年法律第193号・現行条文

該当箇所：第15条の3

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔6〕 指定通所支援基準の解釈通知（改正後）

発出機関：こども家庭庁 発出・更新日：2024年3月29日最終改正

該当箇所：本文47～48頁：非常災害対策

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔7〕 事故等発生時の報告等取扱要領

発出機関：堺市 発出・更新日：2022年10月1日改正施行

該当箇所：第3～7条

[発出元の公式資料を開く](#) 

〔8〕 障害児通所支援事業所等における事故発生時の報告について

発出機関：堺市 発出・更新日：2023年12月4日更新

該当箇所：提出方法・第一報

[発出元の公式資料を開く](#) 

〔9〕 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

発出機関：厚生労働省法令等データベース 発出・更新日：昭和23年厚生省令第63号・現行掲載本文

該当箇所：第6条の定義・第6条の2第2項

[発出元の公式資料を開く](#) 

COPY & USE

研修と補講の記録

実施日・時間／研修番号／講師／教材版

参加者と欠席者

取り上げた章・ケースと実技

理解確認で残った疑問と再確認の結果

欠席者の補講日と実施内容

現場で変更すること・担当・期限・確認者

COPY & USE

改善の記録

課題番号／確認日／担当者

起きたことと子どもへの影響

実施した対応と判断の理由

委員会等で決めた改善と担当者

改善期限と確認方法

実際に変わったことと残る課題

指針・計画の変更箇所と次回確認日

事業所の確認欄と改訂履歴

指針・計画の名称と保管場所

責任者と不在時の代行者

外部連絡先と受付時間

地域・建物・設備に応じた適用事項と確認先

確認日・回答の保管先・次回確認予定日

版・日付	改訂内容
Ver.1.0 2026年9月30日	初版
Ver.1.1 2026年9月30日	本文・演習・記録様式の改訂
Ver.2.0 2026年9月30日	読み物としての再編集、図版・組版・印刷用PDFの制作

制度改正、連絡先や役割の変更、事故・訓練で見つかった課題を確認し、指針・計画と教材を更新してください。

A4判・両面印刷対応。本文と記入用紙は実寸で印刷してください。挿絵は本教材のために制作したイメージであり、実在する事業所や利用児童の写真ではありません。

非常災害・消防・避難 無料公開版の利用案内

発行・提供：はまなす行政書士事務所
公開用補足：2026年10月1日／Web版1.0
本文：Ver.2.0（2026年9月30日）

事業所の内部研修にご利用ください

本教材は無料で閲覧・ダウンロードでき、事業所内の研修のために印刷・複製・職員へ配布できます。記入用紙は事業所の実情に合わせてご利用ください。国の認定教材・修了証ではありません。

本文の事例、演習、所要時間、到達判定の提案を、自事業所の指針・計画・役割・連絡先に合わせて使います。読む研修、行動を確かめる訓練、委員会の開催、計画の整備は区別し、実施した内容を記録してください。

本文の参照先の訂正

本文4ページの「前のページの到達目標」は、本文2ページの「本書で身につけること」を参照してください。本文のページ番号は変更していません。

参考資料・根拠は本文巻末に掲載。地方自治体・消防・保健所の最新の取扱いと施設条件を確認して運用してください。

掲載先：<https://hamanasugyousei.com/training-textbooks/>

再配布先の案内には上記ページのリンクをご利用ください。第三者の資料には各発行元の利用条件が適用されます。